

○医薬品添加物規格1998について

(平成10年3月4日)

(医薬発第178号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

医薬品添加物の規格については、平成5年7月8日薬発第614号薬務局長通知「医薬品添加物規格1993について」、平成6年9月14日薬発第798号薬務局長通知同追補及び平成8年9月17日薬発第841号薬務局長通知同追補(以下「旧薬添規」という。)により定めたところであるが、今般、この旧薬添規を廃止し、別添のとおり、「医薬品添加物規格1998」(以下「新薬添規」という。)としてとりまとめたので、下記の事項にご留意の上貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

1 削除品目の取扱い

旧薬添規に記載された品目のうち今回削除された品目については、平成11年8月31日までは、新薬添規に収められているものとみなすことができるものとする。

2 名称又は基準の異なる医薬品添加物の取扱い

旧薬添規に記載された品目のうち名称又は基準が改正された品目については、平成11年8月31日までは、従前の例によることのできるものとする。

3 新規収載品目の取扱い

新規収載品目については、平成11年8月31日までは、新薬添規に収められていないものとみなすことのできるものとする。

別添 略